

見解書・再見解書

2025年 11月 13日

吹田市長宛

事業者 住 所 吹田市津雲台三丁目4番

氏 名 千里津雲台A23・24住宅マンション建替組合
理事長 山口 猛

電話番号 ()

代理人 住 所 大阪市淀川区西中島6-1-3アストロ新大阪第2ビル7F

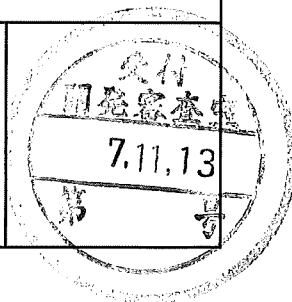
氏 名 株式会社Nedエンジニア 代表取締役 田中 寛

電話番号 06 (6300) 1201

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 の規定により、次のとおり
見解書
再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・A24住宅建替え事業計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 津雲台三丁目20-142の一部、20-153		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意見 に 対 す る 見 解	再見解書1～8別紙参照		
※受付年月日	R7 年 4 月 28 日	※受付番号	07-1-02 第 号 4-1-1
※備 考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2025年10月25日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153			
予 定 建 築 物		■共同住宅 □戸建住宅 □その他 ()			
意 見 の 内 容	全ての意見書に対する見解を拝見したところ、質問に対する回答がないものや、説明が不十分なものが多く、納得を得るのは難しく説明責任を果たしていない。『事業計画の都合上』との記載のみで、詳細説明がなく見解書としては不十分。 以下対応を求める。 “見解書に対する再意見書” に対する再見解書を提出する前に、意見書及び再意見書に対する見解を、事前に市民ホールなどで近隣住民全体に対する説明会を実施すること。 また、その説明会で出てきた意見に対する見解を説明会後に誠意をもって回答すること。 ※上記説明会は、中高層建物に関する近隣住民に対する説明会ではない ※本説明会を実施する前に再見解書の提出をすることは、近隣住民として断じて許さない ※上記意見に対する適切な見解を提出せず、構想の手続き完了申請を進めた場合、好いたすまいる条例の趣旨から逸脱していると考える 以上				
		27 年 4 月 28 日	※受付番号	第 号 07-1-02	※受付印 
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 1

ご意見にございます説明責任を果たしていないとの事から、近隣住民の皆様方に対する説明会の開催を求められておられますが、開発事業の構想に基づく一定のご説明を行った経過を吹田市役所にも報告した上で「吹田市開発事業の手続等に関する条例」第 17 条に定める手続きに進んでいる状況でございます。

また、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」第 17 条に定める手続きにおいては、意見書に対する見解書及び再意見書に対する再見解書について、書面による意見交換のやり取りを行う事になっておりますので、恐れ入りますが、再見解書の提出については当該条例の定めに従い吹田市役所に提出させていただきます。

しかしながら、住民説明会において意見書及び再意見書で頂戴した意見に対する見解についてご説明が必要でしたら、今後予定しております中高層建築物に関する説明の中でご案内させていただきたいと思っております。

意見書・再意見書

2025年10月25日

吹田市長宛

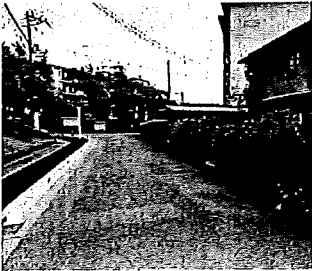
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
とおり 見 解 書 に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	◎建替えにより106戸から260戸に増えることによる、安全な動線の確保として、 建替え時に建物側に歩道を設置するか、駐停車禁止の標識を設置をするかの 措置が必要ですので、責任をもってご対応をお願い致します。 本道路において、駐停車で車線が制限されたことにより、 車両と歩行者の安全距離が確保されず 接触の危険性が非常に高かったのを何度も見かけております。 戸数が2.45倍になりますので、住居者の自家用車だけでなく、貨物車も同様に 純増となります。交通災害に対する事業主様としての責任を全う下さい。  				
	27 年 4 月 28 日	※受付番号	第 号 07-1-02	※受付印	受付 開発窓口に 7.11.17 第 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともに
インターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 2

事業計画の都合上、申し訳ございませんが新たに建物側に歩道を計画することは致しかねます。自家用車や宅配車両については、エントランス西側のスロープ部分に駐車していただくことを想定しております。また、建物完成後も、宅配車両等が路上駐車することの無いよう、管理会社・管理組合において適切に周知徹底させていただきます。

意見書・再意見書

2025年10月27日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第 1 7 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見 解 書 に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	工事中における、近隣住民からの意見を事業主様に提出させていただきます。 津雲台3丁目は国際色が豊かな地区であり、 大阪大学 津雲台国際学生宿舎(居室数：119室)と、 関西大学 南千里国際学生寮（定員：144名）の2つの学生寮があり、 留学生が多く生活しております。 工事内容や工事進捗及び危険内容を随時お知らせする看板を設置されると思いますが、 日本語だけでなく、最低でも英語併記のご対応をお願いいたします。 また、誘導する警備員についても最低一人は日常英会話ができる人員を配置が必要ですので、こちらもご対応をお願いいたします。		
	R7 年 4 月 28 日	※受付番号	第 07-L-02 号
※備 考	交付 開 受 7.10.28 印 号		

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 3

工事中の全ての掲示物に対して英語表記の看板を設置することは恐縮ながら致しかねますが、内容によっては対応可能かどうか、施工者決定後にご検討させていただきます。
また、英語対応ができるスタッフの警備員の配置についてはお約束いたしかねますことをご理解いただければ幸いです。

意見書・再意見書

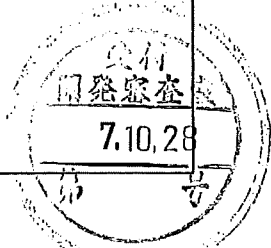
2025年10月27日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書 に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	建設工事における要望事項を書かせて頂きます。 ・騒音レベルを常時確認し、基準値を超えないように最大限努力すること。 ・騒音に対する問い合わせや苦情に対して丁寧に対応すること。 ・歩行者が多い通学時は、建設車両を少なくするよう最大限調整すること。 ・騒音規制法に順守し、建設車両は超低騒音型建設機械を選定すること。 ・建設車両はオフサイドヤードなどを活用し、近隣で待機はしないこと。 ・道路幅が5m未満と狭い為、4トン車を限度に計画すること。 ・建設中の影響により生じた近隣住民の家屋損傷は全て保証すること。				
	2025 年 4 月 28 日	※受付番号	第 07-1-02 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 4

- ①騒音計を設置し数値について適宜確認を行うとともに、法令等に定める基準を超過しないよう努めてまいります。
- ②騒音に対するお問い合わせにつきましては、丁寧に対応させていただきます。
- ③可能な限り対応させていただきます。
- ④騒音規制法を遵守し、出来る限り超低騒音型建設機械を選定いたしますが、保有機械により、低騒音型建設機械となる場合がございます。
- ⑤建設車両は敷地内に待機させることを原則と致します。万が一、工程上必要な場合におきましては、所轄警察署との協議指導に基づき実施させていただきます。
- ⑥作業効率や台数低減、工期、工程等を鑑みて基本的に 10 トン車にて計画させていただきます。
- ⑦工事着手後と工事完了時に家屋調査を実施する予定であり、工事に起因すると思われる損害については補償をさせていただきます。なお、家屋調査範囲は計画地に隣接している家屋が対象と考えております。施工会社決定後、家屋調査範囲について決定し、ご案内させていただきます。

意見書 再意見書

2025年10月28日

吹田市長宛

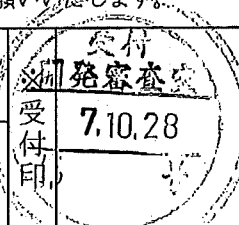
住 所

氏 名

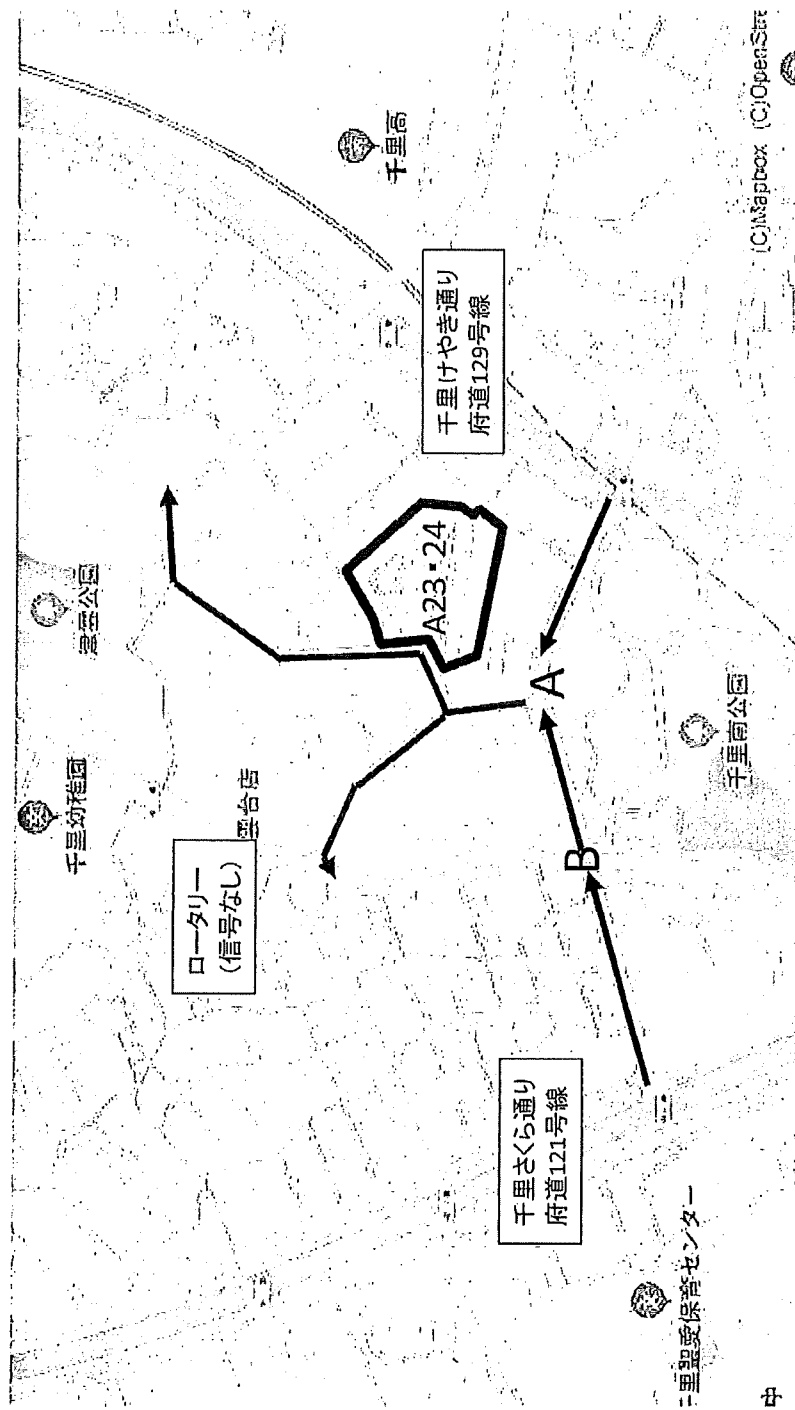
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・A24住宅建替え事業計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 津雲台三丁目20-142の一部、20-153		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	近隣に居住しております。意見書を出された方に対する見解書を拝見しました。現在の建替え構想に関して法令上の問題はないというご主張と理解しております。しかしながら、本件について重大な安全性の懸念を抱いており、再意見書を提出いたします。 計画では現行106戸→260戸と約2.5倍となり、駐車場の収容台数は196台となります。現在の駐車台数は数十台程度のはずで、自動車が増加することは明らかです。周辺地域は、通行車両の大幅増に対応できない道路状況であることから交通安全性が著しく損なわれると危惧しております。収容台数の大幅な見直しをお願いします。 当該地周辺は、一方通行の道路が多く、添付の《資料1》に示すように府道121/129号線のどちらから侵入する場合でも信号のない横断歩道「A」を通過、「A」の手前を曲がるのどちらかになります。この「A」地点の横断歩道は、公園を利用する幼稚園児から高齢者まで多くの歩行者が日常的に利用しています。自動車の大幅な増加は、歩行者と車両の事故のリスクが高まる極めて危険な状況を招くことになると考えます。 【確認事項】 (1) 駐車台数の大幅増に伴う交通量の増加をどのように予測しているのか。計画段階で交通量調査を実施しているのか。 (2) 歩行者の安全確保を含む交通安全対策について、具体的な計画はあるのか。 (3) 吹田市および警察との協議の有無。協議済の場合は議事録の提示を求めます。 (4) 周辺地域に大きな影響を及ぼす計画にも関わらず、説明会の参加人数が極めて少なく、周知不足により、完成後のトラブル発生を懸念しております。開催した説明会の参加人数を開示してください。 以上、周辺地域をよくご存じかと存じますので、事業主様の見解を回答をお願いいたします。		
※受付年月日	27 年 4 月 28 日	※受付番号	第 07-102 号
※備 考			

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



—— は一方通行の狭い道路
 計画地A23・24に至るには、府道121/129どちらから侵入した場合でも公園前の信号のない横断歩道「A」地点を経由することになる。
 また、「B」の横断歩道も信号がない。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 5

- ①本計画においては周辺道路における交通量の計算までは求められておらず、実施していません。
- ②本敷地の北側にある車両出入口の敷地内に、交通安全対策としてカーブミラーの設置と「停止（とまれ）」の路面標示を行う計画です。
- ③本計画に関して吹田市役所とは協議対象課と協議を重ねさせていただきますが、その協議内容を開示する事は致しかねます。また、警察との協議は現時点では行っておりませんが、今後行う予定であります。
- ④説明会におきましては、ご要望のございました町会様へ実施させていただきましたが、ご参加いただいた方々は計 11 名程度となっております。また、周知不足とのご指摘につきまして、周知方法については各町会の代表者様等とご協議の上で決定した内容にてご周知させていただいております。ご理解の程、宜しくお願い致します。

意見書・再意見書

2025年10月28日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書 に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	津雲台は千里南公園をはじめ、とても桜がきれいな場所で、花見に訪れた方に式を感じさせてくれる素敵な場所です。 それらの桜を含めて千里ニュータウンでは、地域住民が協力して豊かな緑とゆとりのある町を保全しております。 構想着想の際、都市計画マスタープランに示されている「みどり豊かでゆとりある良好な住環境」を開発をされる方々は確認されましたでしょうか。 建替えにより、桜やその他の植物を伐採される計画だと思いますが、そのままにして頂けませんか。 または、桜を移植できませんか。 開発される方は、事業のために利益を追求するだけしか考えていないということは、よくわかっております。 ただ、建替えにより無機質な建物だけになってしまうのは、非常に寂しい限りです。				
	P7 年 4 月 28 日	※受付番号	第 号 07-1-02	※受付印	受付 開発審査室 7.10.28 第 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 6

事業計画の都合上、恐れ入りますが現在の植栽については伐採する予定です。既存樹の保存と移植も検討いたしましたが、植栽の保存は技術的にも難しく、吹田市の基準を満たす緑量まで新たに植え替えを行う計画としております。

なお、桜については、一部敷地内の西側に新たに植樹する予定です。

意見書・再意見書

2025年10月28日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153				
予 定 建 築 物	■共同住宅 □戸建住宅 □その他 ()				
意 見 の 内 容	千里ニュータウンのまちづくり指針(良好な住環境をつくるガイドライン)に記載がある吹田市開発事業の手續等に関する条例のチェックリストを自治会や地域住民に提出がされていません。 義務不履行だと思いますので、襟を正して提出の上、説明をお願い致します。 チェックリストをWEB上で確認しましたが、数値目標の根拠が記載がないので、理解ができません。(設計会社のIAO竹田設計様は説明責任を果たしてください) WEB上には、基本的なことがらの1-2に、共用スペースを設け、プライバシーを確保することで、便利で快適な住空間を目指します。 と記載があり、どこにその要素が織り込まれているのか、ご教示ください。 また、便利で快適な住空間を目指すに記載があり、宣言されていますので、地域住民の意見を真摯に受け止め、改善に務めてください。 バルコニー対面のA棟西側のプライバシーの配慮について、設計会社であるIAO竹田設計様は熟慮の上、本計画を立案されているのでしょうか。 具体的な説明がないため、あまりにも安直な計画の様に感じてしまいます。 物理的な近さ、隣人との距離が近い場合に、プライバシー侵害につながるがありますが、どのように考えているか、上記チェックリストと合わせて再度説明会を開催願います。				
	R7 年 4 月 28 日	※受付番号	第 号 07-L-02	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 7

- ①千里ニュータウンのまちづくり指針に基づくチェックリストにつきましては、吹田市役所との協議により変更になる要素が大きいことから、現在行っている近隣住民の皆様方とのやり取りにおける開発事業の構想の手続きに関する資料としては添付しておらず、手続きに瑕疵があるわけではございません。

今後、近隣住民の皆様方に対するご説明の過程などで、当該チェックリストを配布する予定であります。

- ②チェックリストに定める「共用スペースを設けプライバシーを確保することで便利で快適な住空間を目指します」という項目は、あくまで計画建物自身に求められる内容であり、計画建物の居住者が利用する共用スペースを設け、計画建物の居住者間の住戸についてプライバシーを確保した、便利で快適な設備等を導入した計画を目指す事を目標としております。

なお、本計画の建物と周辺住宅との離隔については一定程度確保されており、近隣住民の皆様方のプライバシーを大きく損ねる計画ではないものと考えております。

住民説明会につきましては、各自治会の代表者等と相談の上で開催有無を決定させていただきます。今後予定しております中高層建築物に関する説明の中でご案内させていただきたいと思っております。

意見書・再意見書

2025年10月28日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里津雲台A23・24住宅建替え事業計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市津雲台3丁目20-142の一部、20-153				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	8/23に暑い中、ご足労頂き(株)Nedネンジン様からA23・24の建て替え事業の説明をして頂きました。ただ、残念なことにお名前やご所属を確認するために名刺交換を依頼しましたが、<u>名刺交換を断られた</u>だけでなく、近隣住民に対する建て替え事業の説明の中から出た質問に対して、<u>適切に回答頂けなかったものが散見</u>されました。従って、8/23に実施頂いたA23・24の建て替え事業の説明会は、<u>説明会としては不十分</u>であるとその場で判断し、設計者を含めた全体説明会を開催して欲しいことを依頼致しました。その依頼内容に対し、9月に上旬に『設計者含め説明会を開催させて頂きます』と紙面に回答を頂きましたが、開催日時が連絡がないまま、吹田市には(株)Nedネンジン様から説明報告書の提出がなされ、説明報告書の提出日として9/16と吹田市のHP掲示されております。 説明を受けた側としては、『約束を守り義務を果たす』と(株)Nedネンジン様の社是に記載されている通り、真摯に対応していただけるものだと期待してこともあり、裏切りと感じる状況が発生したことに非常に心を痛めております。 以上のことより、本件において(株)Nedネンジン様が総合窓口として責任を果たせないのであれば、依頼側として事業主様からの説明か、(株)Nedネンジン様が本件の総合窓口から辞退するかのどちらかの誠意のある対応を求めます。 事業主及び事業協力者、設計・管理者様に対する、A23・24の建て替え事業に関する意見は以下の通りです。(添付資料をご参照ください。) 地域環境との調和を考慮頂いたうえで、建設的なご回答をお願い致します。				
※受付年月日	27 年 4 月 28 日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

NO		項目	委員の氏名(氏名)	委員の氏名(氏名)	委員の氏名(氏名)	委員の氏名(氏名)	委員の氏名(氏名)	委員の氏名(氏名)
1		ABの取組について	ABの取組について	ABの取組について	ABの取組について	ABの取組について	ABの取組について	ABの取組について
2		エンパワメントについて	エンパワメントについて	エンパワメントについて	エンパワメントについて	エンパワメントについて	エンパワメントについて	エンパワメントについて
3		コミュニティについて	コミュニティについて	コミュニティについて	コミュニティについて	コミュニティについて	コミュニティについて	コミュニティについて
4		自治について	自治について	自治について	自治について	自治について	自治について	自治について
5		地域活動について	地域活動について	地域活動について	地域活動について	地域活動について	地域活動について	地域活動について

2025/10/28 第10回 第10回 第10回 第10回 第10回 第10回 第10回 第10回 第10回

11/11

千里津雲台 A23・24 住宅建替え事業

再見解書 8

- ①近隣の実例についてはご提示いたしかねますが、プライバシーの確保について民法の規定をお示しいたしますと、民法235条においては隣地から1メートル未満の距離にある、他人の宅地を見通せる窓や縁側（ベランダ）には、目隠しを付けなければならないと定められております。本計画と周辺住宅との離隔距離は一定程度確保されており、配棟を変更しなければならないほど周辺の皆様のプライバシーを損ねる計画ではないものと考えております。
- ②管理会社、管理組合に申し送りさせていただきます。
- ③現計画のごみ置場設置場所において近隣住民の皆様方にご迷惑をおかけする事はございません。ご指摘にある風環境解析については、実施する予定はございません。
- ④前回提出させていただいた図面の通りとは、株式会社ネッドエンジニアとの協議（8月23日の役員会）によりご指摘があった為、マンションの集合ポストに全戸投函させていただいた回答書（2025年9月）に添付したものととなります。情報の制限を当方で行っている訳ではなく、近隣住民の皆様方との協議により必要とされる情報を開示させていただいております。
- ⑤前回の見解書でも冒頭にお詫びさせていただいておりますが、今後は誤解が生じないようご意見を真摯に受け止めさせていただきまして、近隣住民の皆様方との窓口を株式会社ネッドエンジニアにて努めさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。